



令和
4 年度

農林水産省認定（第 4 期生）

農福連携技術支援者育成研修

ほ場での実地研修あり

ほ場での実地研修あり

農福連携の実務のプロフェッショナルを目指しませんか。

農福連携技術支援者とは、農業者・就労系障害福祉サービス事業所の職業指導員・障害者本人の三者に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材のことです。いわゆる「農業版ジョブコーチ」とも言われることがあります。

修了試験を含む全ての研修課程を受講し、農林水産省から、必要な知識と技能を身につけたと認められた方は、研修修了者となり、「農福連携技術支援者」（農林水産省認定）として、現場における支援をすることができます。

日程

*全ての受講者は、(1) 座学研修及び(2) 実地研修・グループワークの両方を受講する必要があります。

- (1) 座学研修 〈eラーニング〉
配信期間：6月28日(火曜日)～ 7月4日(月曜日)
- (2) 実地研修・グループワーク【4日間】 〈集合研修〉
7月11日(月曜日)～ 7月14日(木曜日)

会場

(実地研修・グループワーク)

農林水産研修所 つくば館 水戸ほ場

【住所】茨城県水戸市鯉渚町5930-1

【最寄り駅】JR常磐線友部駅

【宿泊施設】研修に先立ち、各自で確保してください



対象者

すでに農福連携の支援に関わっている方に限らず、これから関わろうとする方も広く対象とします。

例：個人農家、農業法人の構成員、障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者・職業指導員・生活支援員等、社会福祉士・精神保健福祉士、自治体職員（普及指導センターの職員や自治体職員OBを含む）、JA職員、障害者の雇用・就労を支援する民間企業や公的団体の職員、特定非営利活動法人日本園芸福祉普及協会が認定する初級園芸福祉士・園芸福祉士、日本園芸療法学会が認定する認定登録園芸療法士・専門認定登録園芸療法士、特別支援学校高等部の教諭、研究者等

費用

- (1) 受講料は無料です。ただし、研修に係る交通費・宿泊費は、受講者又は所属組織において負担してください。
- (2) 新型コロナウイルスに関する今後の情勢により、研修を中止する場合があります。その場合には、予約した交通機関や宿泊施設のキャンセル料は、受講者又は所属組織において負担してください。

申込み・受講者決定

(1) 申込み方法

受講を希望される方は、専用フォーム（農水省ホームページ内）から申込みの上、顔写真（上三分身、受講者のみ写っているもの）を電子データで御提出ください。

（提出先アドレス：nouhukukensyu@maff.go.jp）

(2) 締切

令和4年6月3日（金曜日）

(3) 受講者決定の御連絡

申込者全員に対し、締切から1週間から10日後を目途に、結果をお知らせいたします。なお、定員は20名程度を予定しており、申込み多数の場合、受講できない場合があります。

注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の情勢により、研修を中止する場合があります。また、以下の取組に御協力をお願いします。
 - ・受講者として決定した後であっても、感染の疑いのある者は、直ちに連絡のうえ、受講申込みを取り下げること。また、研修期間中に、発熱等の体調不良が生じた場合は、受講を控えること。
 - ・教室内及びほ場では、アルコール消毒や受講者間の距離の確保等を行うため、農林水産省の職員の指示に従うこと。
 - ・研修中、全ての受講者は、マスクを着用すること。
- (2) 実地研修では、ほ場とビニルハウス内において、農作業を行いますので、農作業に適した服装をしてください。農作業に適した服装については、研修テキストの71ページ～74ページに記載しています。
- (3) 実地研修では、農業用機械や農機具等を操作します。講師や職員等の指示に従わないで操作した場合には、危険が伴う場合もありますので、受講者各自の判断で、任意の傷害保険への加入をお勧めします。また、健康保険証を持参してください。
- (4) 実地研修の最終日に修了試験を実施します。農林水産省は、受講者の修了試験の答案を踏まえて、後日、必要な知識と技能を身につけた者を「研修修了者」として認定します。認定の通知を受けるまでは、「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」の肩書を用いることはできません。なお、認定まで1～2か月程度かかりますので、御了承ください。
- (5) 農福連携技術支援者（農林水産省認定）は、国家資格ではありません。



令和
4 年度

農林水産省認定（第5期生）

農福連携技術支援者育成研修

ほ場での実地研修あり

ほ場での実地研修あり

農福連携の実務のプロフェッショナルを目指しませんか。

農福連携技術支援者とは、農業者・就労系障害福祉サービス事業所の職業指導員・障害者本人の三者に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材のことです。いわゆる「農業版ジョブコーチ」とも言われることがあります。

修了試験を含む全ての研修課程を受講し、農林水産省から、必要な知識と技能を身につけたと認められた方は、研修修了者となり、「農福連携技術支援者」（農林水産省認定）として、現場における支援をすることができます。

日程

*全ての受講者は、(1) 座学研修及び(2) 実地研修・グループワークの両方を受講する必要があります。

- (1) 座学研修 〈eラーニング〉
配信期間：8月30日(火曜日)～ 9月5日(月曜日)
- (2) 実地研修・グループワーク【4日間】 〈集合研修〉
9月12日(月曜日)～ 9月15日(木曜日)

会場

(実地研修・グループワーク)

農林水産研修所 つくば館 水戸ほ場

【住所】茨城県水戸市鯉淵町5930-1

【最寄り駅】JR常磐線友部駅

【宿泊施設】研修に先立ち、各自で確保してください



対象者

すでに農福連携の支援に関わっている方に限らず、これから関わろうとする方も広く対象とします。

例：個人農家、農業法人の構成員、障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者・職業指導員・生活支援員等、社会福祉士・精神保健福祉士、自治体職員（普及指導センターの職員や自治体職員OBを含む）、JA職員、障害者の雇用・就労を支援する民間企業や公的団体の職員、特定非営利活動法人日本園芸福祉普及協会が認定する初級園芸福祉士・園芸福祉士、日本園芸療法学会が認定する認定登録園芸療法士・専門認定登録園芸療法士、特別支援学校高等部の教諭、研究者等

費用

- (1) 受講料は無料です。ただし、研修に係る交通費・宿泊費は、受講者又は所属組織において負担してください。
- (2) 新型コロナウイルスに関する今後の情勢により、研修を中止する場合があります。その場合には、予約した交通機関や宿泊施設のキャンセル料は、受講者又は所属組織において負担してください。

申込み・ 受講者決定

(1) 申込み方法

受講を希望される方は、専用フォーム（農水省ホームページ内）から申込みの上、顔写真（上三分身、受講者のみ写っているもの）を電子データで御提出ください。

（提出先アドレス：nouhukukensyu@maff.go.jp）

(2) 締切

令和4年6月3日（金曜日）

(3) 受講者決定の御連絡

申込者全員に対し、締切から1週間から10日後を目途に、結果をお知らせいたします。なお、定員は20名程度を予定しており、申込み多数の場合、受講できない場合があります。

注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の情勢により、研修を中止する場合があります。また、以下の取組に御協力をお願いします。
 - ・受講者として決定した後であっても、感染の疑いのある者は、直ちに連絡のうえ、受講申込みを取り下げること。また、研修期間中に、発熱等の体調不良が生じた場合は、受講を控えること。
 - ・教室内及びほ場では、アルコール消毒や受講者間の距離の確保等を行うため、農林水産省の職員の指示に従うこと。
 - ・研修中、全ての受講者は、マスクを着用すること。
- (2) 実地研修では、ほ場とビニルハウス内において、農作業を行いますので、農作業に適した服装をしてください。農作業に適した服装については、研修テキストの71ページ～74ページに記載しています。
- (3) 実地研修では、農業用機械や農機具等を操作します。講師や職員等の指示に従わないで操作した場合には、危険が伴う場合もありますので、受講者各自の判断で、任意の傷害保険への加入をお勧めします。また、健康保険証を持参してください。
- (4) 実地研修の最終日に修了試験を実施します。農林水産省は、受講者の修了試験の答案を踏まえて、後日、必要な知識と技能を身につけた者を「研修修了者」として認定します。認定の通知を受けるまでは、「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」の肩書を用いることはできません。なお、認定まで1～2か月程度かかりますので、御了承ください。
- (5) 農福連携技術支援者（農林水産省認定）は、国家資格ではありません。